

第156号議案

石巻市都市計画マスタープラン（中間案）について

石巻市都市計画マスタープラン（中間案）についての意見への市の見解・対応

番号	意見等	市の見解・対応		該当ページ 章 項
		中間案（修正前）	修正案（修正後）	
意見 1	<p>各エリアの内容について、地区特性を踏まえて検討されていると思われるが、環境に関して、悪臭発生やそれに対する監視体制など、人が暮らしている中で苦に思うことは、市全体の共通項目として整理してはどうか。</p>	<p>悪臭、騒音及び大気汚染について、市全体の共通項目としては、次のように第6章において記述しておりますので、御了承をお願いします。（第38回都市計画審議会における説明の補足）</p> <p>（前略）</p> <p>◆悪臭・騒音・大気汚染 悪臭や騒音、大気汚染については、監視・測定体制の充実や指導を強化し、快適な生活環境を形成します。</p> <p>（第6章全体基本方針 6.環境保全の方針,p.81）</p>	<p>（御意見による修正はありません）</p>	<p>p.81 第6章 6.</p>
				○ 修正なし

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ章項	
意見 2	<p>特徴あるエリアを抱える当市のそれぞれの地域特性を生かしコンパクトでネットワーク化された町づくりは必然と思われれます。居住する人々の様々の利便性の向上が住み易い町になり、人口の流出を防ぎ外部からの移住も生まれたいと思えます。その拠点づくりを公だけでなく民との連携により創り出す。民の投資や民の設備等も活用し少ない投資で効果が上がり、将来への負担のかからない都市計画を構築すべきと考えます。</p>	<p>中間案(修正前)</p> <p>いただいた御意見のとおり、優良なストックを保全、活用した都市の低コスト化と将来の都市運営における負担軽減を念頭に、コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築を目指します。</p> <p>◆まちづくりの基本理念 本市の豊かな自然や文化、産業、人材を守り活かしながら、人口減少・超高齢社会、災害や社会経済リスクに備え、優良なストックを保全・活用しつつ、都市の低コスト化も念頭に、コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築を目指します。</p> <p>◆まちづくりの基本目標 基本目標5 ～公民が連携する協働のまち～ 多様な主体や世代からの意見を尊重し、継続的な連携、参画、協働により支え合うまちづくりを目指します。</p> <p>(第5章基本構想 1. まちづくりの目標, p. 60)</p>	<p>修正案(修正後)</p> <p>(御意見による修正はありませんが、字句について次のように追記しています)</p> <p>◆まちづくりの基本理念 本市の豊かな自然や文化、産業、人材を守り活かしながら、人口減少・超高齢社会、災害や社会経済リスクに備え、優良なストックを保全・活用しつつ、都市の低コスト化も念頭に、コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築を目指します。</p> <p>◆まちづくりの基本目標 基本目標5 ～公民が連携する協働のまち～ 多様な主体や世代からの意見を尊重し、継続的な公民連携、参画、協働により支え合うまちづくりを目指します。</p>	p. 60 第5章 1.
	<p>中間案(修正前)</p> <p>そのため、将来の都市運営について次世代の負担軽減のため、道路、鉄道、上下水道、電力、ガス、通信等の社会インフラに加え、公園緑地、森林、河川等の自然環境や、行政、消防救急、教育、医療福祉、金融、文化、コミュニティ等の制度としての社会資本を含めた現有ストックの再評価と有効活用及び適正な管理運営による持続可能な地域社会の構築に向け、都市機能が拡散することのないコンパクトな都市拠点を形成し、それらをネットワークでつなぐ都市づくりを目指します。</p> <p>(後略)</p> <p>(第5章基本構想 3. 将来都市整備の基本的な考え方, p. 63)</p>	<p>(前略)</p> <p>そのため、将来の都市運営について次世代の負担軽減のため、道路、鉄道、上下水道、電力、ガス、通信等の社会インフラに加え、公園緑地、森林、河川等の自然環境や、行政、消防救急、教育、医療福祉、金融、文化、コミュニティ等の制度としての社会資本を含めた現有ストックの再評価と有効活用及び適正な管理運営による持続可能な地域社会の構築に向け、都市機能を集約したコンパクトな都市拠点を形成し、それらをネットワークでつなぐ都市づくりを目指します。</p> <p>(後略)</p>	p. 63 第5章 3.	

番号	意見等	市の見解・対応		該当ページ 章 項
		中間案（修正前）	修正案（修正後）	
意見 3	<p>農業者である立場からすると優良農地の確保は食料供給の他自然環境保全等多面的機能を有することもあり都市計画においても計画的な保全が充分考慮されるべきであります。</p> <p>○ 修正なし</p>	<p>いただいた御意見のとおり、さらに農業振興施策を推進し農地環境を保全します。このことについては中間案の第6章全体基本方針に記しております。</p> <p>(4) 農地・森林 農地は、さらなる農業振興施策の推進により一層の保全に取り組み、食料供給機能のほか、緑地機能、保水機能等の多面的機能を有する農地環境を保全します。 豊かな森林については、今後も維持・保全に努め、環境保全機能、土砂災害防止機能、水源かん養機能、レクリエーション機能等の多面的機能を有する森林環境を維持・増進します。 また、「グリーンインフラ」の考え方を基本に、農地や森林の保全、都市公園や街路樹等の整備及び維持管理により、自然と社会が共生する、持続可能で魅力あるまちづくりを図ります。</p> <p>(第6章全体基本方針 1. 土地利用の方針, p. 77)</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p> <p>p. 77 第6章 1.</p>	
意見 4	<p>また、生活排水処理施設の整備の遅れは農業用水や河川の水質の悪化につながり快適な生活環境を考える上からも早期の整備が図られるべきと考えます。</p> <p>○ 修正なし</p>	<p>いただいた御意見のとおり、今後とも処理施設の整備を推進し、快適で清潔な生活環境の形成に取り組みます。このことについては、中間案の第6章全体基本方針に記しております。</p> <p>生活排水処理施設は、集合処理や個別処理など、地域に適した処理施設の整備を推進するとともに、老朽化した管渠等の長寿命化を図り、公共用水域の水質保全と快適で清潔な生活環境を形成します。</p> <p>(第6章全体基本方針 4. 供給処理施設の方針, p. 80)</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p> <p>p. 80 第6章 4.</p> <p>p. 30 第2章 3.</p>	

表 2-1 生活排水処理施設普及状況（令和2年3月末現在）

	公共 下水道	農業 集積 排水	農業 集積 排水	浄化槽 集積 排水	浄化槽 集積 排水	浄化槽 個人 設置型		計
						浄化槽 個人 設置型	浄化槽 個人 設置型	
行政人口(人)	-	-	-	-	-	-	-	141,887
供用開始区画面積(m ²)	2,855.3	510.1	5.0	-	-	-	-	3,350.4
供用開始区画人口(人)	102,878	5,646	38	778	10,852	778	119,692	
水消化人口(人)	85,449	4,159	37	778	10,852		101,269	
水消化率(人口比:%)	83.5	73.7	97.4	100.0	100.0		84.6	
普及率(人口比:%)	72.2	4.0	0.08	0.5	7.5		84.4	

(第2章石巻市の概況 3. 社会条件 (6) 都市計画, p. 30)

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項
<p>意見 5</p> <p>P9 "2. 都市計画の方向性"は、"1. 社会経済の動向"を踏まえた上で記載されていると思いますが、1. (5) 自然災害の多発と甚大化から導かれる、安全・安心に関する都市計画方向性として、2. (2) 質の高い都市環境の確保の最後のパラグラフにある、強靱なインフラ整備（しかもこの強靱なインフラ整備は人間の福祉の増進のために必要としている）のみです。東日本大震災を経験した石巻市にとって、自然災害に対する安全・安心なまちづくりは、都市計画の方向性を語る上でも重要なテーマであると思います。この点を充実して記述してはいかがでしょうか。</p>	<p>中間案（修正前）</p> <p>(2) 質の高い都市環境の確保 (中略)</p> <p>特に、市街地や郊外に残された緑地等の貴重な自然や田園環境、個性的で美しい街並み等は地域の貴重な資源であり、うるおいとやすらぎのある、質の高い都市環境を維持・増進することが、地域への愛着や誇りの醸成につながると考えられています。</p> <p>持続可能な社会形成に向けて環境負荷を下げ、人間の福祉を増進する強靱なインフラ整備を進めることが求められる時代を迎えているといえます。</p> <p>(第1章社会経済の動向と都市計画の方向性、p.9)</p>	<p>修正案（修正後）</p> <p>次のように修正します。</p> <p>(2) 質の高い都市環境の確保 (中略)</p> <p>特に、市街地や郊外に残された緑地等の貴重な自然や田園環境、個性的で美しい街並み等は地域の貴重な資源であり、うるおいとやすらぎのある、質の高い都市環境を維持・増進することが、地域への愛着や誇りの醸成につながると考えられています。</p> <p>災害の記憶と教訓のもとに安全・安心なまちづくりを目指すため、また、持続可能な社会形成に向けて環境負荷を低減し人間の福祉を増進するため、強靱なインフラ整備を進めることが求められる時代を迎えているといえます。</p> <p>基本目標4 ～自然と共生するまち～ 身近な緑の保全・創出・回帰による自然との共生や環境負荷低減に向けた循環型社会の構築につながるまちづくり、また、東日本大震災の教訓を踏まえ、近年の激甚化する自然災害に対し減災の考え方のもとにハード・ソフト施策を組み合わせた安全・安心なまちづくりを目指します。</p> <p>(第5章基本構想 1. まちづくりの目標 ◆まちづくりの基本目標、p.60)</p> <p>安全・安心なまちづくりについては、以下のように記しております。 本市は、東日本大震災の経験から、災害による被害を完全に防ぐことは不可能であることを前提に、被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、被災しても人命が失われなことを最重視し、また経済的被害がでるだけ少なくするよう、様々な対策を組み合わせることに努めています。 市民アンケート調査でも安全・安心は今後のまちづくりにおける重要なキーワードと認識され、内水排水施設の整備や避難場所の機能強化に対する関心が高いこと等も踏まえ、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることを念頭に置き、ソフト施策を可能な限りすすめる、ハード・ソフトを組み合わせるまちづくりが求められています。</p> <p>(第4章都市づくりにおける課題 4. 自然環境と共生した持続可能な都市づくり、p.59)</p>	<p>p.9 第1章</p> <p>p.60 第5章 1.</p> <p>p.59 第4章 4.</p> <p>(左記のうち第4章については修正ありません)</p>

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項	
意見 6	<p>P82 からは第7章としてエリア別詳細方針が記載されています。このうち、西部都市エリアと東部都市エリアに、(3)公園・緑地の方針か(7)都市景観の方針のいずれが若しくは両方に、水辺の緑のプロムナードに関する記述がでないでしょうか。都市マスタープランの上位計画としてP40で紹介している石巻中心市街地活性化基本計画でも位置づけがなされています。ご検討をお願いします。</p>	<p>中間案(修正前)</p> <p>(7) 都市景観の方針 まちなか住宅地、商業・業務地は、旧北上川沿いの水辺空間と一体性のある緑化等により、魅力あるまちなみ景観の形成を図ります。 また、住宅地は、地区計画制度等を活用し、ゆとりある住宅地景観の形成を図ります。 北北上運河や羽黒山・日和山等の丘陵地は、まちなかの貴重な自然的景観が形成されていることから、引き続き維持保全を図ります。 (第7章エリア別詳細方針 2. 西部都市エリア,p.86)</p>	<p>修正案(修正後)</p> <p>水辺の緑のプロムナードについて、次のように記述します。</p> <p>(7) 都市景観の方針 まちなか住宅地、商業・業務地は、旧北上川沿いの水辺空間と一体性のある緑化等により、魅力あるまちなみ景観の形成を図ります。 また、住宅地は、地区計画制度等を活用し、ゆとりある住宅地景観の形成を図ります。 北北上運河や羽黒山・日和山等の丘陵地は、まちなかの貴重な自然的景観が形成されていることから、引き続き維持保全を図ります。 北北上川、北北上運河や雲雀野海岸などの貴重な水辺空間については、これらを一体的に活用し、水辺と親しみながら人々が集い、交流し、まちなか賑わいを取り戻す街づくりを目指します。</p>	p.86 第7章 2.
	<p>(7) 都市景観の方針 旧北上川沿いの水辺空間や市街地に近接する丘陵地は、まちなかの貴重な自然環境が形成されていることから、引き続き維持保全を図ります。 また、住宅地については、地区計画制度等を活用し、ゆとりある住宅地景観の形成を図ります。 (第7章エリア別詳細方針 3. 東部都市エリア,p.92)</p>	<p>(7) 都市景観の方針 旧北上川沿いの水辺空間や市街地に近接する丘陵地は、まちなかの貴重な自然環境が形成されていることから、引き続き維持保全を図ります。 また、住宅地については、地区計画制度等を活用し、ゆとりある住宅地景観の形成を図ります。 旧北上川などの貴重な水辺空間については、これらを一体的に活用し、水辺と親しみながら人々が集い、交流し、まちなか賑わいを取り戻す街づくりを目指します。</p>	p.92 第7章 3.	

● 修正あり

番号	意見等	市の見解・対応		該当ページ 章 項
		中間案（修正前）	修正案（修正後）	
意見 7	P86の西部都市エリアの都市防災の方針として、【地震、津波、高潮】に関する記述がありますが、津波、高潮に関連する記述がありません。何らかの記述が必要と考えます。ご検討をお願いします。	<p>(5) 都市防災の方針 （中略）</p> <p>【地震、津波、高潮】 石巻駅周辺地区及び古くからの密集した市街地については、建物の不燃化・耐震化・都市基盤整備の促進による防災ネットワークの強化を図り、地区住民とともに災害に強いまちづくりを促進します。 石巻港については、災害時の海上物資輸送等を確保する必要があることから、災害時にも接岸できる耐震岸壁の整備を促進します。 また、津波、高潮等から地域域の安全性を高めるために整備された防潮堤、河川堤防と防災緑地や高盛大道路による都市基盤整備により、安全・安心な市街地形成を図ります。 （後略）</p> <p>（第7章エリア別詳細方針 2. 西部都市エリア,p.86）</p>	<p>津波、高潮について、次のように追記します。</p> <p>(5) 都市防災の方針 （中略）</p> <p>【地震、津波、高潮】 石巻駅周辺地区及び古くからの密集した市街地については、建物の不燃化・耐震化・都市基盤整備の促進による防災ネットワークの強化を図り、地区住民とともに災害に強いまちづくりを促進します。 石巻港については、災害時の海上物資輸送等を確保する必要があることから、災害時にも接岸できる耐震岸壁の整備を促進します。 また、津波、高潮等から地域域の安全性を高めるために整備された防潮堤、河川堤防と防災緑地や高盛大道路による都市基盤整備により、安全・安心な市街地形成を図ります。 （後略）</p>	p.86 第7章 2.
意見 8	P101の里海エリアの都市防災の方針に【水害】に関する記述がありません。このエリアに市の管理する普通河川などがあれば、何らかの記述は必要と考えます。ご検討をお願いします。	<p>(5) 都市防災の方針 【地震】 沿岸・半島部の集落地においては、集落の高台移転及び避難場所となる公共施設と災害時の物資輸送や避難活動のためのネットワークの強化を図ります。 （後略）</p> <p>（第7章エリア別詳細方針 6. 里海エリア,p.101）</p>	<p>水害について、次のように追記します。</p> <p>(5) 都市防災の方針 【水害】 台風や大雨などによる洪水や高潮などの被害から住民の安全・安心な暮らしを守るため、河川や水路などの改修を促進します。 【地震】 沿岸・半島部の集落地においては、集落の高台移転及び避難場所となる公共施設と災害時の物資輸送や避難活動のためのネットワークの強化を図ります。 （後略）</p>	p.101 第7章 6.

● 修正あり

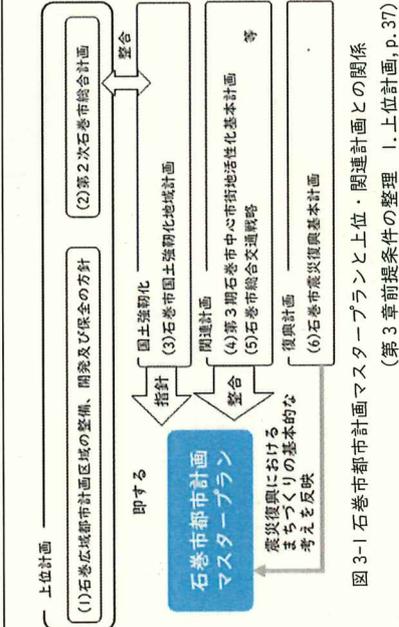
番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項	
意見 9	<p>石巻市では、環境基本計画の中間見直しは昨年未に行われ、自然環境との共生、まちづくりに関する指標も設定されている。こうした点も本マスタープランに反映すべきではないか。</p>	<p>第38回都市計画審議会では、環境面での本マスタープランの記載について、震災により農地が可住地として住宅地に変容する中、自然環境については、環境保全と自然回帰に留意し記述することを検討したい旨の回答をさしあげておりますが、このことについては、中間案第5章、まちづくりの基本目標のうち、基本目標4において次のように記述しております。 (第38回都市計画審議会における説明の補足)</p> <p>基本目標4 ～自然と共生するまち～ 身近な緑の保全・創出・回帰による自然との共生や環境負荷低減に向けた循環型社会の構築につながるまちづくり、また、自然災害に対し減災の考えのもと、ハード・ソフト施策を組み合わせた安全・安心なまちづくりを目指します。</p> <p>(第5章基本構想 1. まちづくりの目標 ◆まちづくりの基本目標, p. 60)</p> <p>また、環境基本計画の中間見直しにおけるまちづくりに関する環境目標として「身近に緑とふれあえる環境の創出」が設定されています。このことについて、公園・緑地の方針において次のように記述しており、右のように修正いたしましたので、御了承をお願いします。</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p> <p>(左の基本目標4は、意見5及び意見10により次のように修正)</p> <p>基本目標4 ～自然と共生するまち～ 身近な緑の保全・創出・回帰による自然との共生や環境負荷低減に向けた循環型社会の構築につながるまちづくり、また、東日本大震災の教訓を踏まえ、近年の激甚化する自然災害に対し減災の考え方のもとにハード・ソフト施策を組み合わせた安全・安心なまちづくりを目指します。</p>	<p>p. 60 第5章 1.</p>
		<p>誰もが安全に利用できる公園・緑地を適正に配置し、施設の長寿命化に取り組むとともに、住民との協働や公民連携による持続可能な維持管理システムを構築し、市民生活にとって身近で安らげる空間を形成します。</p> <p>(第6章全体基本方針 3. 公園・緑地の方針, p. 80)</p>	<p>p. 80 第6章 3.</p>	

● 修正あり

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項
意見 10	<p>第1章 社会経済の動向と都市計画の方向性 ・7ページの「(5) 自然災害の多発と甚大化」において、東日本大震災における取り組みについて、記述を加えては如何でしょうか。</p> <p>・東日本大震災において、これまで取り組んできた復旧・復興を進めている中、近年の異常気象により、整備を進めてきた防潮堤や二級堤、耐震化等を含めた復旧・復興の費用を要します。自然災害は人命を奪い、人々がこれまで築き上げてきた街や資産も一瞬にして奪い去ります。自然の脅威と向きあつたまちづくりのあり方が模索されています。</p> <p>こうした中、我が国においては、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができよう地域住民の力を向上させる」ための強靱な国づくりに向けた取り組みが進められています。</p> <p>(第1章社会経済の動向と都市計画の方向性 1. 社会経済の動向、p.7)</p>	<p>中間案 (修正前)</p> <p>(5)自然災害の多発と甚大化 近年、異常気象ともいえる集中豪雨や局地的大雨、竜巻の発生のほか、東日本大震災を含め、国内外を問わず大規模な地震が発生し、多くの犠牲と被害が出ています。経済損失も甚大で、災害後の応急対応や復旧・復興には多額の費用を要します。自然災害は人命を奪い、人々がこれまで築き上げてきた街や資産も一瞬にして奪い去ります。自然の脅威と向きあつたまちづくりのあり方が模索されています。</p> <p>こうした中、我が国においては、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができよう地域住民の力を向上させる」ための強靱な国づくりに向けた取り組みが進められています。</p> <p>(第1章社会経済の動向と都市計画の方向性 1. 社会経済の動向、p.7)</p>	<p>修正案 (修正後)</p> <p>いただいた御意見のとおり、以下のように記述します。</p> <p>(5)自然災害の多発と甚大化 近年、異常気象ともいえる集中豪雨や局地的大雨、竜巻の発生のほか、東日本大震災を含め、国内外を問わず大規模な地震が発生し、多くの犠牲と被害が出ています。経済損失も甚大で、災害後の応急対応や復旧・復興には多額の費用を要します。自然災害は人命を奪い、人々がこれまで築き上げてきた街や資産も一瞬にして奪い去ります。自然の脅威と向きあつたまちづくりのあり方が模索されています。東日本大震災において、これまで取り組んできている防潮堤や二級堤、耐震化等を含めた復旧・整備を進めてきている中でも、近年の異常気象により激甚化しています。</p> <p>このハード、ソフト対策が求められ、対応・取り組みを進めています。</p> <p>こうした中、我が国においては、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができよう地域住民の力を向上させる」ための強靱な国づくりに向けた取り組みが進められています。</p> <p>また、自然災害に対する対応については第5章1項◆まちづくりの基本目標(基本目標4)について、次のように修正します。</p> <p>基本目標4 ～自然と共生するまち～ 身近な緑の保全・創出・回帰による自然との共生や環境負荷低減に向けた循環型社会の構築につながるまちづくり、また、東日本大震災の教訓を踏まえ、近年の激甚化する自然災害に対し減災の考えのもとにハード・ソフト施策を組み合わせた安全・安心なまちづくりを目指します。</p>
● 修正あり			

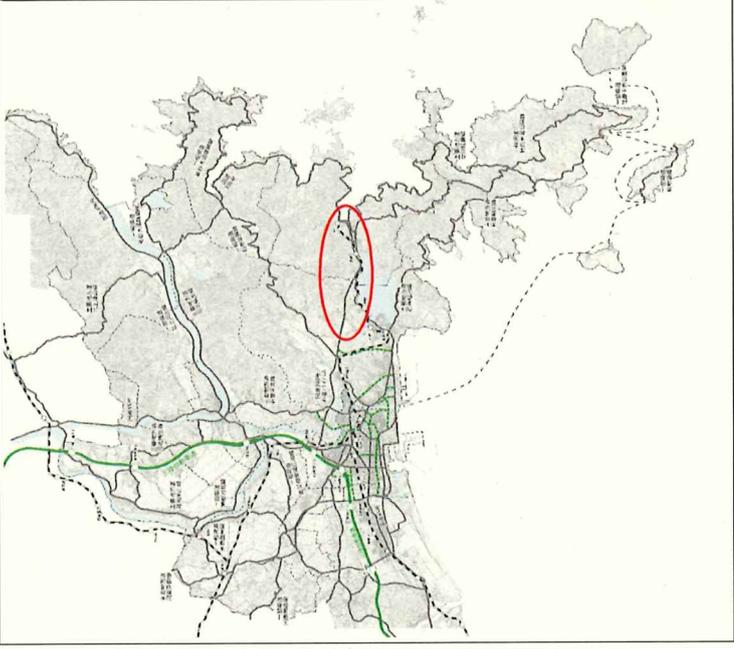
番号	意見等	市の見解・対応	修正案(修正後)	該当ページ章項
意見 11 ●修正あり	<p>第2章 石巻市の概況</p> <p>「1. 位置等」▼・10ページの「1. 位置」の記述で東日本大震災での浸水を「津波による浸水」と明確にすると共に広域地盤沈下が発生していることを記述していくと良いのではないだろうか。(まちづくりにおける下水道(雨水)との関係もあると思います。)</p>	<p>中間案(修正前)</p> <p>本市は、宮城県の北東部に位置する東西約38km、南北約43km、面積約554.55㎢の市であり、県土の約7.6%（令和2年3月31日現在）を占めています。</p> <p>東日本大震災では、中心市街地の全域を占める概ね73㎢が浸水し、多くの犠牲と甚大な被害が出ました。石巻市の浸水面積は宮城県全体の約20%を占めました。</p> <p>(第2章石巻市の概況 1. 位置等, p. 10)</p>	<p>修正案(修正後)</p> <p>第2章1. について、次のように修正します。</p> <p>本市は、宮城県の北東部に位置する東西約38km、南北約43km、面積約554.55㎢の市であり、県土の約7.6%（令和2年3月31日現在）を占めています。</p> <p>東北地方太平洋沖地震による津波により、中心市街地の全域を含む市の約13%にあたる概ね73㎢が浸水し、多くの犠牲と甚大な被害が出ました。石巻市の浸水面積は宮城県全体の約20%を占めました。加えて地震の影響により広域的な地盤沈下が発生し、強制的に雨水を排水するポンプ場と流入幹線の整備が必要となりました。</p>	p. 10 第2章 1.
意見 12 ●修正あり	<p>第2章 石巻市の概況</p> <p>(6) 都市計画▼・30ページの「12) 生活排水処理施設の概要」の記述で雄勝の下水道区域を単に「廃止」ではなく、都市計画区域における下水道と同等の処理が行われている(合併浄化槽等)ことを説明した方が良いと考えます。(雄勝地区は整備されないと思われるのではないだろうか。)</p>	<p>12) 生活排水処理施設の状況</p> <p>生活排水処理施設については、経済性や処理施設の特徴、地域特性に応じて、より効率的な整備手法の選定により、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽整備事業が実施されています。そのうち、公共下水道事業は、昭和46年3月に旧石巻市が市中心部を流れる旧北上川を境として、東部処理区及び西部処理区とする下水道基本計画を策定し、昭和48年度に水産関連企業が多く生活環境の悪化が著しい東部処理区を単独公共下水道として事業に着手し、昭和56年10月から供用を開始しています。</p> <p>現在は、流域関連公共下水道として北上川下流処理区、北上川下流東部処理区の2処理区、また単独公共下水道として飯野川処理区、北上処理区、鮎川処理区の3処理区、合計5処理区について事業認可を受け事業を進めており、すべての処理区が供用開始されています。</p> <p>東日本大震災で甚大な被害を受けた単独公共下水道の雄勝処理区は、平成27年3月末に下水道を廃止、令和2年3月末現在の石巻市全体の公共下水道普及率は72.2%となっています。</p> <p>(後略)</p> <p>(第2章石巻市の概況 3. 社会条件 (6) 都市計画, p. 30)</p>	<p>次のように修正します。</p> <p>12) 生活排水処理施設の状況</p> <p>生活排水処理施設については、経済性や処理施設の特徴、地域特性に応じて、より効率的な整備手法の選定により、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽整備事業が実施されています。そのうち、公共下水道事業は、昭和46年3月に旧石巻市が市中心部を流れる旧北上川を境として、東部処理区及び西部処理区とする下水道基本計画を策定し、昭和48年度に水産関連企業が多く生活環境の悪化が著しい東部処理区を単独公共下水道として事業に着手し、昭和56年10月から供用を開始しています。</p> <p>現在は、流域関連公共下水道として北上川下流処理区、北上川下流東部処理区の2処理区、また単独公共下水道として飯野川処理区、北上処理区、鮎川処理区の3処理区、合計5処理区について事業認可を受け事業を進めており、すべての処理区が供用開始されています。</p> <p>東日本大震災で甚大な被害を受けた単独公共下水道の雄勝処理区は、平成27年3月末に下水道を廃止し、合併処理浄化槽の整備を進めています。令和2年3月末現在の石巻市全体の公共下水道普及率は72.2%となっています。</p> <p>(後略)</p>	p. 30 第2章 3.

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項	
		中間案 (修正前)	修正案 (修正後)	
<p>意見 13</p> <p>● 修正あり</p>	<p>第2章 石巻市の概況</p> <p>・33ページの「14) 土地区画整理事業」において、 施行済み箇所を「廃止」と言うよりは、「まちづくり 事業が完了した」等の表現の方が良いのではな いでしょうか。</p>	<p>14) 土地区画整理事業</p> <p>本市の土地区画整理事業は、47の地区で施行済又は施行中で、そのうち 震災復興土地区画整理事業は、14地区(中央二丁目、新蛇田、新蛇田南、 新渡波、新渡波西、新蛇田南第二、下釜第一、新門脇、湊北、湊東、湊西、 中央一丁目、上釜南部、下釜南部、総面積11,698ha)であり、都市計画区 域全体の約21%を占めます。</p> <p>なお、施行済みの雄勝(石巻市告示第125号)、鮎川(石巻市告示第130 号)は雄勝地区、牡鹿地区の都市計画区域の廃止と共に、平成22年5月18 日付で廃止しています。</p> <p>(第2章石巻市の概況 3. 社会条件 (6) 都市計画, p33)</p>	<p>次のように修正します。</p> <p>14) 土地区画整理事業</p> <p>本市の土地区画整理事業は、47の地区で施行済又は施行中で、そのうち 震災復興土地区画整理事業は、14地区(中央二丁目、新蛇田、新蛇田南、 新渡波、新渡波西、新蛇田南第二、下釜第一、新門脇、湊北、湊東、湊西、 中央一丁目、上釜南部、下釜南部、総面積11,698ha)であり、都市計画区 域全体の約21%を占めます。</p> <p>なお、平成22年5月18日付で都市計画区域が廃止された雄勝地区、牡 鹿地区についても土地区画整理事業が実施され、完了しています。</p>	<p>p. 33 第2章 3.</p>
<p>意見 14</p> <p>○ 修正なし</p>	<p>第2章 石巻市の概況</p> <p>16) 震災復興まちづくり▼・当該項目については 震災からのまちづくりの観点から36ページに「災 害危険区域の指定」について記述されていますが、 今後のまちづくりや建築等における規制等も踏ま えて、「土砂災害警戒区域等」についても、項目立 てては如何でしょうか。(図面の添付は別として)</p>	<p>第2章では、(1) から (6) までの項目について概況を説明しています。土 砂災害については概況に説明しておりませんが、第6章5. 都市防災の方針に おいて記載しておりますので、御了承をお願いします。</p> <p>(前略)</p> <p>◆土砂災害</p> <p>急傾斜地等の崩壊防止対策を拡充するとともに、災害が予想される地域 への土地利用規制を強化し、土砂災害に強いまちを形成します。</p> <p>(後略)</p> <p>(第6章全体基本方針 5. 都市防災の方針, p. 80)</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p> <p>(左の都市防災の方針は、意見20により次のように修正)</p> <p>(前略)</p> <p>◆土砂災害</p> <p>急傾斜地等の土砂災害防止対策として、ハード整備のみではなく、土砂 災害警戒区域等の指定を踏まえて、ハザードマップの作成等によるソフト 対策により、土砂災害に強いまちを形成します。</p> <p>(後略)</p>	<p>p. 80 第6章 5.</p>

番号	意見等	中間案(修正前)	市の見解・対応	該当ページ 章 項
意見 15	<p>第3章 前提条件の整理</p> <p>1. 上位関連計画○環境共生に関する事項について</p> <p>・37ページから42ページにかけて、「1. 上位計画」について記述されていますが、石巻市で策定している「石巻市環境基本計画」においては、自然、公害等に関する環境について記述されており、本マスタープランにおいても環境保全の方針として記述され、密接に関わることから、関連計画として「石巻環境基本計画」についても記載を加えては如何でしょうか</p>	<p>「第3章前提条件の整理 1. 上位計画」では、マスタープランを策定するうえで骨子となる上位計画及び関連計画等について取り上げ、主立ったものについて記述しております。「石巻市環境基本計画」等につきましても、関係性の深い計画であり関連計画等の一つとして捉えています。ここでの概要の記載については省略させていただくことで、御了承をお願いします。</p>  <p>図 3-1 石巻市都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係 (第3章前提条件の整理 1. 上位計画, p. 37)</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p>	<p>p. 37 第3章 1.</p>

○ 修正なし

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項
<p>16</p> <p>意見</p> <p>第5章 基本構想 (2) まちの土地利用▼・67ページ「(2)まちづくりの土地利用」の68ページに記載されている「図5-3 将来都市構造—まちの土地利用」について、石巻地区における東側は硯上万石浦県立公園等が指定されていると思います。各区域自然公園法等における公園区域は「自然環境共生ゾーン」として、着色をした方が良いのではないのでしょうか。(71ページ等も含む)▼・また、74、76ページの「図6-2 土地利用方針図(住宅系)」, 「図6-3 土地利用方針図(商業系)」, さらにエリア別詳細方針に掲げられている土地利用方針図と一致しないと思われませんが、如何でしょうか。</p>	<p>中間案(修正前)</p> <p>まちの土地利用における「ゾーン」については、現行のマスタプランの考え方を踏襲して都市計画区域区分を下地とした位置づけを行い、都市計画区域内の区域を「都市づくりゾーン」、都市計画区域外の区域を「自然環境共生ゾーン」としました。結果として自然公園法等における公園区域と異なるものとはなりますが、自然公園等の一部については都市づくりゾーンの一部として都市機能とのバランスを保ちつつ、環境保全機能、土砂災害防止機能、水源かん養機能、レクリエーション機能など、森林が持つ多面的機能が發揮できるよう、維持保全を図ります。</p> <p>また第6章全体基本方針においては、実際の土地利用を基により詳細な検討を行っております。このことにより、都市づくりゾーンにおいて「森林・公園」と区分される場所や自然環境共生ゾーンにおいても「地域拠点住宅地」などに区分される場所があります。</p> <div data-bbox="655 965 1401 1603"> <p>凡例</p> <p>まちの土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市づくりゾーン 自然環境共生ゾーン <p>図5-3 将来都市構造—まちの土地利用 (第5章基本構想4. 将来都市構造(2) 町の土地利用, pp67-68)</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政区域境界 地域境界 主要幹線道路(三陸自動車道) 支線道路 河川 海岸線 緑地 農地 森林・公園 商業・業務地 工業・業務地 まちづくりゾーン 自然環境共生ゾーン 地域拠点住宅地 その他住宅地 </div>	<p>(御意見による修正はありません)</p> <p>pp67-68 第5章 4.</p> <p>pp73-77 第6章 1.</p>	

番号	意見等	市の見解・対応		該当ページ 章 項
		中間案(修正前)	修正案(修正後)	
意見 17	<p>第5章 基本構想 (3) まちの軸▼・70, 71, 79ページの「将来都市構造」や「道路方針図」に関する道路網図については、既に公表され、都市計画手続が進んでいる新たな都市計画道路(石巻河南道路, 石巻バイパス等)を反映した方が良いのではないのでしょうか。</p>		<p>各図について新しい都市計画道路を反映することとします。</p> 	pp. 69-71 ほか 第5章 4.

● 修正あり

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項
<p>意見 18</p> <p>第6章 全体基本方針 2. 道路・交通の方針▼・79ページ（以降87、88ページ）の「図6-4 道路方針図」の凡例に「石巻新庄道路」の記載がありますが、「石巻河南道路」ではないのでしょうか。（石巻市として、記述の方針があるのであれば良いのですが、さらに別線を整備していくと捉えられるのではないかと危惧です）。</p>	<p>中間案（修正前）</p> <p>p.79 図6-4 道路方針図に記しましたように、石巻新庄道路については主要幹線道路の一部としての位置付けを継続しています。第7章エリア別詳細方針2.西部都市エリアに記したとおり、石巻新庄道路は【主要幹線道路】に、石巻河南道路は【幹線道路】に位置付け、それぞれに方針を示していますので、中間案のとおりとします。</p> <p>(2) 道路・交通の方針 ①道路 【主要幹線道路】 三陸自動車道を都市間の広域ネットワークの軸とし、本市の交通ネットワークの柱としての活用を図ります。 「みちのくウエストライン」構想の一部に位置付けられる石巻新庄間の道路については、早期整備を促進し、広域的な地域連携の強化を図ります。</p> <p>【幹線道路】 エリア内の国道及びその他骨格となる都市計画道路については、主要幹線道路への円滑な接続と周辺エリアとのネットワーク強化、また、災害発生時の避難路や緊急輸送道路とし機能強化のため整備促進を図ります。 また、石巻河南道路は、現道路の拡幅と新たなバイパス建設を組み合わせた整備を進めます。</p> <p>(後略) (第7章エリア別詳細方針2.西部都市エリア,p.84)</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p>	<p>p.84 第7章 2.</p>
<p>意見 19</p> <p>第6章 全体基本方針 3. 公園緑地の方針▼・81ページにユニバーサルデザイン・バリアフリーについて、記述もありますので、80ページの「3.公園緑地の方針」にあわせて記述しては如何でしょうか。（エリア別(85ページ)でも記述されているものもありますので。）</p>	<p>ユニバーサルデザイン・バリアフリーについては、全体に反映できるように大きい項目として全体方針に記しておりますので、3.公園・緑地の方針への記載については割愛することで、御了承をお願いします。</p> <p>施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づく都市空間の整備を図り、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進します。 特に公共交通の結節点となる各拠点エリアにおいて、取り組みを推進すること、まちの住み良さの向上や居住の誘導につなげ、都市の集約を図ります。</p> <p>(第6章全体基本方針8.ユニバーサルデザイン・バリアフリー,p.81)</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p>	<p>p.80 第6章 3.</p>
<p>○ 修正なし</p>			
<p>○ 修正なし</p>			

番号	意見等	市の見解・対応		該当ページ 章 項
		中間案（修正前）	修正案（修正後）	
意見 20	<p>第6章 全体基本方針</p> <p>5. 都市防災の方針▼・80ページの「土砂災害」について、急傾斜地の整備についてのみ記載していますが、急傾斜地 浸流等もあります。記述を見ると、ハード整備がメインとなっていますが、ハード整備のみでは費用も時間も要することから、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえて、ハザードマップの作成等によるソフト対策により、適切に誘導する等の記述しては如何でしょうか。</p>	<p>（前略）</p> <p>◆土砂災害 急傾斜地等の崩壊防止対策を拡充するとともに、災害が予想される地域への土地利用規制を強化し、土砂災害に強いまちを形成します。</p> <p>（後略）</p> <p>（第6章全体基本方針 5.都市防災の方針,p.80）</p>	<p>（前略）</p> <p>◆土砂災害 急傾斜地等の土砂災害防止対策として、ハード整備のみではなく、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえて、<u>ハザードマップの作成等によるソフト対策により、土砂災害に強いまちを形成します。</u></p> <p>（後略）</p>	p.80 第6章 5.

● 修正あり

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ章項
		中間案 (修正前)	修正案 (修正後)
<p>意見 21</p> <p>第7章 エリア別詳細方針 ○土砂災害対策について</p> <p>・なお、「第7章エリア別詳細方針」では土砂災害は土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所の記述よりは、土砂災害防止法に基づき指定している「土砂災害警戒区域等」とした方が良いのではないのでしょうか。主として急傾斜地崩壊対策を記述されていますが土石流危険渓流の存在も意識した方が良いかもしれません。</p> <p>・記述はハード整備について記述されていますが、一方で59ページの「4. 自然環境と共生した持続可能な都市づくり」においては、「ハード・ソフトを組み合わせた都市づくりが求められている。」ことが記述されています。ハード整備だけではなかなか対応できないこともあり、ハザードマップの作成、周知や避難体制の構築等のソフト対策についても明記しては如何でしょうか。</p> <p>・先日、ソフトについては、「石巻市立地適正化計画」で、土砂災害対策のソフト対策については緩やかに危険な区域から誘導するという話もございましたが、マスタープランでは基本方針を定めた上で「石巻市立地適正化計画」で定めては如何でしょうか。</p>	<p>中間案 (修正前)</p> <p>(前略)</p> <p>【土砂災害】 急傾斜地崩壊危険箇所については、計画的に対策工事を促進します。 (第7章エリア別詳細方針 2. 西部都市エリア (5) 都市防災の方針, p. 86)</p> <p>(前略)</p> <p>【土砂災害】 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所については、計画的に対策工事を促進します。 (第7章エリア別詳細方針 3. 東部都市エリア (5) 都市防災の方針, p. 91)</p> <p>(前略)</p> <p>【土砂災害】 変化に富んだ勾配が急な地形となっている住宅地背後の丘陵部等では、急傾斜地等の崩壊による生活道路の寸断が懸念されることから、計画的に対策工事を促進します。 (第7章エリア別詳細方針 4. 北部都市エリア (5) 都市防災の方針, p. 95)</p> <p>(前略)</p> <p>【土砂災害】 急傾斜地等の崩壊による幹線道路や生活道路の寸断が懸念されることから、計画的に対策工事を促進します。 (第7章エリア別詳細方針 5. 里山エリア (5) 都市防災の方針, p. 98)</p> <p>(前略)</p> <p>【土砂災害】 リアス海岸特有の急こう配な地形から、急傾斜地等の崩壊による幹線道路や生活道路の寸断回避、住宅への被害防止を念頭に、計画的に対策工事を促進します。 (第7章エリア別詳細方針 6. 里海エリア (5) 都市防災の方針, p. 101)</p>	<p>市の見解・対応</p> <p>修正案 (修正後)</p> <p>いただいた御意見のとおり、次のように修正します。より具体的な施策につきましても、立地適正化計画において定めることとします。</p> <p>(前略)</p> <p>【土砂災害】 土砂災害警戒区域等については、ハード整備とハザードマップの作成等のソフト対策を促進します。</p> <p>(第7章エリア別詳細方針 2. 西部都市エリア (5) 都市防災の方針) (第7章エリア別詳細方針 3. 東部都市エリア (5) 都市防災の方針) (第7章エリア別詳細方針 4. 北部都市エリア (5) 都市防災の方針) (第7章エリア別詳細方針 5. 里山エリア (5) 都市防災の方針) (第7章エリア別詳細方針 6. 里海エリア (5) 都市防災の方針)</p>	<p>p. 86 ほか 第7章 2. ～6.</p>

番号	意見等	市の見解・対応		該当ページ 章 項
		中間案（修正前）	修正案（修正後）	
意見 22	<p>【公園・緑地の方針】 利用者の声を聴きニーズに合わせた公園づくりは必須だと思います。せっかく作っても利用されない公園が目立ち、子どもや子育て世代からは「もっと〇〇だったら使いやすいのに」「〇〇の遊具が欲しかった」など声が聞こえてきます。 利用者は地域住民のため、地域の意見を取り入れた公園づくりを行う必要があると思います。</p>	<p>誰もが安全に利用することができる公園・緑地を適正に配置し、施設の長寿命化に取り組みとともに、住民との協働や公民連携による持続可能な維持管理システムを構築し、市民生活にとって身近で安らげる空間を形成します。 (第6章全体基本方針 3.公園・緑地の方針,p.80)</p>	<p>次のように修正します。 誰もが安全に利用することができる公園・緑地を適正に配置し、施設の長寿命化に取り組みとともに、市民との協働や公民連携による公園づくりや持続可能な維持管理システムを構築し、市民生活にとって身近で安らげる空間を形成します。</p>	p.80 第6章 3.
意見 23	<p>【都市防災の方針】 様々な災害に備えた施設の整備推進による災害に強いまちの形成に加え、その管理をNPOを含めた地域住民と共におこなうのが良いと思います。施設はあってもそこに備品や食料が備わっていない施設があるので、地域住民と共に管理をしていくことが生きた防災につながると思います</p>	<p>市では、学校・避難タワー・復興住宅等の市の施設や協定を結んだ民間ビル等に備蓄保管場所を設置しています。 また、自主防災組織の防災資機材購入費、食糧備蓄購入費、防災訓練費などについて補助金を活用していただき、地域住民による自主的な防災活動を促進しています。 大規模災害時の対応としては、地方自治体や民間企業などと協定を締結し、食料供給などについて備えています。</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p>	p.80 第6章 5.
○修正なし		<p>市民の命を守り、誰もが住み続けられるまちを目指し、ソフト施策とも連携した、安全・安心な都市環境づくりに努めます。 (後略) (第6章全体基本方針 5.都市防災の方針,p.80)</p>		
意見 24	<p>実現化方策 1.計画実現に向けた推進体制 (1)市民参加及び企業参加の推進 ここに記載された内容は、非常に重要だと思います。市民・企業が計画に参加し関わっていただける仕組みは是非とも実現してほしいと思います。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、市民と共にまちづくりに取り組むことが重要であり、このための情報提供と実現性の高いまちづくりを推進いたします。 (1)市民参加及び企業参加の推進 市民・企業・行政・都市再生推進法人・各種団体がまちづくりの課題解決に向け、ともに取り組むことが重要であることから、まちづくり情報を積極的に提供し、より充実した実現性の高い「協働のまちづくり」を推進します。 (第8章実現化方策 1.計画実現に向けた推進体制,p.103)</p>	<p>(御意見による修正はありません)</p>	p.103 第8章 1.
○修正なし				

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項	
意見 25	<p>全体を通じて石巻は自然豊かな街です。多くの自然の恩恵を受け市民の生活が成り立っていると思います。この自然を今の子ども達だけでなく次世代に残していくためにも、開発は慎重に、必要最低限のインパクトにとどめることが大切だと考えています。</p>	<p>中間案(修正前)</p> <p>いただいた御意見のとおり、自然環境の維持保全、生活環境の改善、持続可能な都市環境の形成に取り組みます。また開発は開発許可制度等に基づき規制を継続します。</p> <p>基本目標4 ～自然と共生するまち～ 身近な緑の保全・創出・回帰による自然との共生や環境負荷低減に向けた循環型社会の構築につながるまちづくり、また、自然災害に対し減災の考え方のもと、ハード・ソフト施策を組み合わせた安全・安心なまちづくりを目指します。</p> <p>(第5章基本構想 1. まちづくりの目標, p. 60)</p>	<p>修正案(修正後)</p> <p>(御意見による修正はありません)</p> <p>(左の基本目標4は、意見5及び意見1.10により次のように修正) 基本目標4 ～自然と共生するまち～ 身近な緑の保全・創出・回帰による自然との共生や環境負荷低減に向けた循環型社会の構築につながるまちづくり、また、東日本大震災の教訓を踏まえ、近年の激甚化する自然災害に対し減災の考え方のもとにハード・ソフト施策を組み合わせた安全・安心なまちづくりを目指します。</p>	<p>p. 60 第5章 1.</p>
	<p>(前略)</p> <p>そのため、将来の都市運営について次世代の負担軽減のため、道路、鉄道、上下水道、電力、ガス、通信等の社会インフラに加え、公園緑地、森林、河川等の自然環境や、行政、消防救急、教育、医療福祉、金融、文化、コミュニティ等の制度としての社会資本を含めた現有ストックの再評価と有効活用及び適正な管理運営による持続可能な地域社会の構築に向け、都市機能が拡散することのないコンパクトな都市拠点を形成し、それらをネットワークでつなぐ都市づくりを指します。</p> <p>(後略)</p> <p>(第5章基本構想 3. 将来都市整備の基本的な考え方, p. 63)</p>	<p>(左の字句については次のように修正)</p> <p>(前略)</p> <p>そのため、将来の都市運営について次世代の負担軽減のため、道路、鉄道、上下水道、電力、ガス、通信等の社会インフラに加え、公園緑地、森林、河川等の自然環境や、行政、消防救急、教育、医療福祉、金融、文化、コミュニティ等の制度としての社会資本を含めた現有ストックの再評価と有効活用及び適正な管理運営による持続可能な地域社会の構築に向け、都市機能を集約したコンパクトな都市拠点を形成し、それらをネットワークでつなぐ都市づくりを指します。</p> <p>(後略)</p>	<p>p. 63 第5章 3.</p>	
	<p>本市の豊かな自然環境を維持・保全するとともに、生活環境の改善を図り、新エネルギーの導入等も図りつつ、持続可能な都市環境の優れた都市空間を形成します。</p> <p>(第6章全体基本方針 6. 環境保全の方針, p. 81)</p>		<p>p. 81 第6章 6.</p>	
○ 修正なし	<p>②開発行為 良好な住環境の形成を図るため、開発許可制度及び開発指等要綱に基づいた誘導を図ります。</p> <p>(第8章実現化方策 2. 計画実現に向けた都市計画手法, p. 104)</p>		<p>p. 104 第8章 2.</p>	

番号	意見等	市の見解・対応	該当ページ 章 項
意見 26	<p>市民意向 (P45) によれば、交通機関がものすごく不便。車がないと移動が大変 (公共交通)。中心市街地は駐車場がなく、蛇田地区に買い物に行く (駐車場整備)。買い物する場所や公共施設が蛇田地区に偏り過ぎでは? (地域間格差是正) 等、市民の意見が多数ある。対して (P45 (設問 8)) で三陸自動車道石巻河南 IC 付近が約 30% を占めるのに対し、JR 石巻駅前中心商店街は 3% にとどまるとし、将来都市計画一まちの軸一 (P70 図 5-4) で三陸自動車道及び国道 45 号、国道 108 号、国道 398 号の整備を指すこととしています。</p> <p>石巻市都市計画マスタープランが 20 年の長期間である事をふまえ、高齢化に伴い、車での移動から鉄道 (公共交通) 利用にシフト可能な街づくりも考慮してもらいたいと思います。</p>	<p>市の見解・対応</p> <p>中間案 (修正前)</p> <p>人口減少や超高齢化が進行する本市にあつては、あらゆる人にとつて暮らしやすい都市環境の充実が必要であり、そのためにコンパクトな都市拠点を形成してネットワークでつなぐ都市づくりを目指します。</p> <p>基本目標 2 ～個性と活気にあふれるまち～ 地域産業の活性化や振興を支える交通ネットワークの形成により、個性と活気にあふれるまちづくりを目指します。 (第 5 章基本構想 1. まちづくりの目標, p. 60)</p> <p>(1) 道路 都市の骨格として、コンパクトなまちづくりを支え、円滑な物流や災害発生時の緊急輸送路として機能するよう、道路・交通網の形成を図ります。 (中略)</p> <p>(2) 公共交通 環境への負荷も考慮し、地域の多様な輸送資源を総動員しながら、誰もが安全・安心かつ快適に移動できる公共交通ネットワークを構築します。</p> <p>◆鉄道 通勤、通学等における利便性・快適性を向上させるとともに、駅周辺については、交通結節点としての機能を強化し、利用しやすい環境を形成します。</p> <p>◆路線バス・住民バス・乗合タクシー 拠点間の交通ネットワーク機能を拡充するとともに、地域のあらゆる輸送資源と連携しながら、日常生活における市民の移動手段として最適な交通体系を構築します。</p> <p>◆離島航路 離島と本土を結ぶ不可欠な交通手段としての離島航路を維持し、島民や観光で訪れる人々に とつても、安全・快適で便利な運航体制を形成します。 (図略) (第 6 章全体基本方針 2. 道路・交通の方針, p. 78)</p> <p>○ 修正なし</p>	<p>修正案 (修正後)</p> <p>(御意見による修正はありません)</p> <p>p. 60 第 5 章 1.</p> <p>p. 78 第 6 章 2.</p>

